

# 一の宮通りまちづくり通信

一の宮通りまちづくり協議会 編

## ■平成27年度の取り組みについて

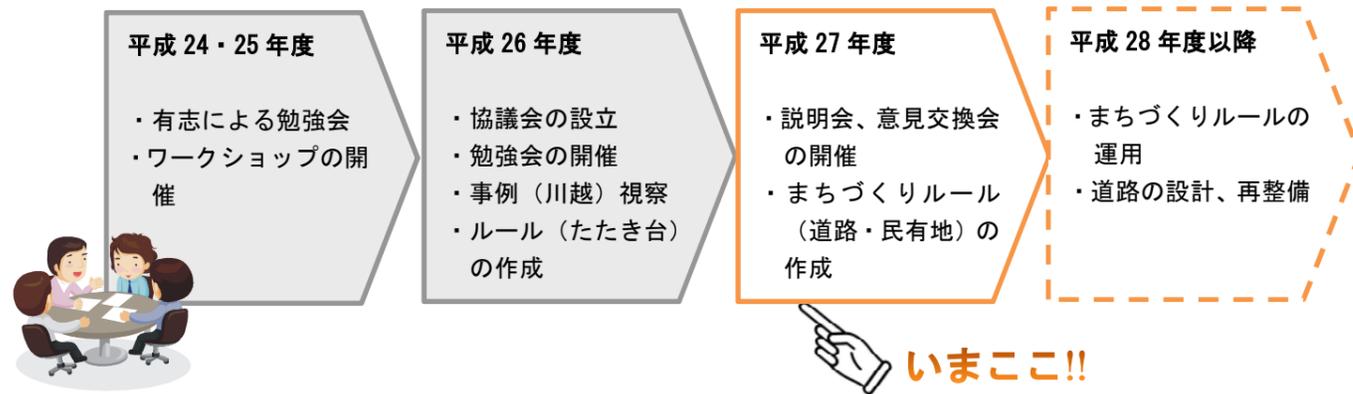
平成27年度は、事業計画に基づいて、地域の方々に広くご意見をお聴きするため、説明会や意見交換会を開催する予定です。そしてご意見を踏まえてまちづくりルールの作成を目指します。なお、まちづくりルールをさらに具体化するための勉強会や、ルールの運用方法についても検討を行う予定です。

次回の勉強会は、まちなみのルールについて詳しく考えます。

**次回勉強会：6月16日(火曜日)午後2時～4時 大宮区役所東館3階301**

協議会では、趣旨に賛同いただける会員の方を随時募集しています。みんなで一緒にこれからのまちづくりを考えていきませんか？

参加いただける方は協議会事務所(紙面下段)かお近くの役員の方へお申し出ください。



## ■ホームページで協議会の取り組みを紹介しています

協議会のホームページではまちづくり通信のバックナンバーや検討の経緯が確認できます。ホームページへのご意見・ご感想もお待ちしています。

<http://www.ichinomiya-street.info/>

## ■編集後記

今、大宮で一番注目を集めている一の宮通り、テレビのバラエティ番組の街やお店を紹介する番組でも多く取り上げられ、さまざまなスポーツイベントなどで他県からもスポーツ観戦等で必ず通る商店街、一の宮通りであります。

この商店街がより多くの人集まる。来てくれたひとの印象に、思い出の残る素晴らしい通りになればと思ひ様々な意見交換などをしながら、新しい若者を中心とした街づくりをしていけたらと思います。

大久保

## ■平成27年度定期総会が開催されました

平成27年5月12日(火)、一の宮通りまちづくり協議会の定期総会が開催されました。総会は、会員27名のうち、委任状を含め24名の方の出席をいただきました。

定期総会では、まず平成26年度の事業報告、決算報告、監査報告が行われ、それぞれ原案の通り承認されました。平成26年度の事業報告の中では、平成26年9月の設立総会以降、毎月の活動状況とともに、平成27年1月に実施した川越市クリアモール視察についても改めて報告いただきました。

また、平成27年度の事業計画(案)が会長より提案され、全会一致で承認をいただきました。



## ■一の宮通りのまちづくりルール(たたき台)ができました

定期総会では、平成26年度までの検討成果として、「一の宮通りまちづくりルール(たたき台)」の紹介が行われました。このまちづくりルールは、これまでの検討をまとめた「たたき台」であり、今後内容をつめていくとともに、地域のみなさんや関係権利者の方々にもご紹介をし、意見をいただきながら、正式なものとしていくことを確認しました。

## ■役員人事に変更がありました

協議会副会長の小林さんが引退されることに伴い、後任の副会長として一の宮通り商店会会長の久保さんに副会長をお願いすることが提案され、全会一致で承認をいただきました。

久保さんからは、一の宮通りへの想いを込めたご挨拶をいただきました。今後、みんなで一緒にまちづくりを考えていきます。

## 一の宮通りのまちづくりルール（たたき台）

広々と気持ちよく、歩きやすく歩きたくなる通りをつくる（快適、ゆとり、明るさ、景観）

電線類地中化、舗装、植栽、ストリートファニチャー、街灯、バリアフリー、交通運用

一体感と賑わいのある商店街として発展させる（個性と一体感）

建物用途制限、色彩、建物壁面、スカイラインの統一、広告物、看板、おもてなし空間づくり、交通運用、荷捌き

大宮駅から氷川神社をつなぐ歴史文化を伝える（落ち着いた空間）

舗装、街灯、植栽、建物用途の制限、色彩、広告物、看板

イベント開催時には、通りを挙げて盛り上げる（アルディージャなどの連携）

イベント、通りの活用、交通運用

みんなで協力して通りづくりに取り組む

まちづくりの進め方、ルールの運用方法

### 【電線類地中化】

広々と気持ちよい通りをめざすため、上空の電線を無くし、すっきりとした景観を形成します。

地中化にあたっては、供給事業者等と協議を行いながら、その方式や地上機器のあり方について検討を行います。

地上機器は、邪魔にならない位置や色彩・デザインとします。

イメージ例（日野市）



### 【植栽】

広々と気持ちよく、歩きやすい通りとするため、植栽の樹種や配置を工夫します。

植栽は、植樹マスを設け、中高木を配置します。樹種は、ハナミズキやサルスベリなど、季節が感じられるものとしてします。

サルスベリ



### 【建物用途の制限】

多くの人で賑わう通りにふさわしい健全な通りとしていくため、風紀を乱すような業種業態の立地を制限します。

（制限の例）

- ・風俗営業法に定める風俗営業の施設
- ・住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を及ぼす恐れのある施設

### 【舗装】

道路の舗装は、誰もが歩きやすいように、また、まちなみや氷川参道との調和を図るよう、デザインや素材を工夫します。



### 【街灯】

過度に明るくなく、まちなみを邪魔しないシンプルなデザインとします。



シンプルな照明例（松山市）

### 【建物壁面、ファサード】

賑わいの演出のため、通りの1階に面する事業所や店舗は、ガラスウインドウ等の透過性がある材料を利用します。シャッター等も、パイプシャッターなど透過性あるものに努めます。

透過性のあるパイプ型シャッター例



### 【おもてなしの空間づくり】

セットバックした空間を活用して、おもてなしの空間づくりを行い、賑わいや活力にあふれ、多くの人が訪れたいと感じる通りをめざします。

セットバック空間のカフェ活用（東京都）



### 【交通運用】

不要な通過交通が流入しないで、自動車が速度を落として走行する、歩行者が安全な通りをめざします。規制や運用、物理的な制約などについて、継続的に検討を行います。

イメージ例（横浜市）



### 【ストリートファニチャー（ベンチ、モニュメント等）】

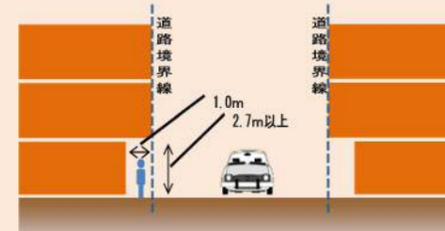
広々と気持ちよく、歩きやすい通りをめざすため、設置は限定します。



地上機器の上部面を活用した街案内例（京都市）

### 【壁面位置、スカイラインの統一】

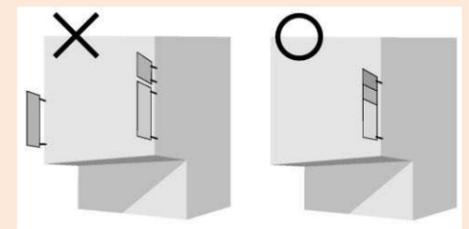
一体感と賑わいある商店街を演出するため、壁面位置とスカイラインの統一をめざします。建築物を1m壁面後退することにより、広々と気持ちよい歩行者空間の確保を行うとともに、商店街としての一体感を維持した街並みを演出します。



### 【屋外広告物、看板】

まちなみとの調和や風紀の維持、良好な街並みの形成をめざして、デザインや大きさ、配置等に配慮します。

看板の集約配置例



### 【荷捌き】

荷捌き空間は基本的に路外としてなるべく道路上に障害物が無いようにします。

路外での空間確保ができない場合や、一時的に路上で荷捌きを行う場合も考慮して、通りの邪魔にならない場所にスペースを確保します。

路上荷捌き空間（春日部市）



### 【バリアフリー】

すべての人にとって広々と気持ちよく、使いやすい通りを実現するため、バリアフリーな環境をめざします。

不特定多数が利用する建物について、段差を解消したバリアフリー化をめざします。

### 【イベント、通りの活用】

氷川神社や大宮アルディージャと連携し、イベント時などには通りを挙げて盛り上げます。また、通りの有効活用についても、継続的に検討を行います。



### 【まちづくりの進め方、ルールの運用方法】

建築物や看板の新設または増改築にあたっては、まちづくり協議会への事前申請など、一の宮通りの雰囲気との整合性について、相互に確認することができるよう、工夫を行います。

※このまちづくりルール（たたき台）は、決定したものではありません。今後、一の宮通り沿道の方々にもご意見をうかがいながら、ルールを定めます。